

第6回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	参考資料2
平成31年2月27日	

(改正後全文)

社 生 第 8 0 号
平成3年6月12日
〔一部改正〕平成20年4月25日 雇児発第0425004号

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 省 社 会 局 長

婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成3年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所及び婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱

1 目的

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。

2 実施主体

都道府県とする。

3 実施施設

この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、当該年度当初において事業の対象者を10人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ指定して実施するものとする。

4 対象者

婦人保護施設を退所して、自立した生活を送るうえで種々の問題を有しており、自立生活のための相談、指導等の援助を希望する者であって、かつ婦人相談所が必要と認められた者とする。

5 実施方法等

(1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。

(2) 生活援助指導員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。

(3) 援助の内容

ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施期間を更新することができる。

イ 実施施設は、対象者ごとに個人別支援計画書を作成し、生活援助指導員を中心として、必要に応じ次の援助を行うこと。

(ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）

- (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導
- (ウ) 関係機関等の活用方法の指導
- (エ) 家族、親戚との交流促進
- (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等

ウ 生活援助指導員は、前記イに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。

- (ア) 月間又は年間スケジュールの作成
- (イ) 個人別支援計画書・報告書（別紙1）及び指導台帳（別紙2）の作成
- (ウ) その他必要な事項

エ 年度当初に1年間の支援を予定した対象者が、年度末を待たずして支援が不要になった場合は、残余の期間については、婦人相談所が必要と認める他の退所者を対象者として本事業を継続することができる。この場合、当該対象者について個人別支援計画書を作成する。

6 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等関係機関と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。
- (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する場合については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 生活援助指導員は、対象者1人につき、少なくとも月1回は住居又は職場等の訪問を行うものとし、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。
- (4) 個人別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなどして、対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。
- (5) 対象者が配偶者からの暴力被害者である場合には、配偶者からの追及等が考えられることから、実施の際には十分配慮すること。

7 事業に対する補助

都道府県は、実施施設に対し、本事業に要する経費を支弁するものとする。

8 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。